



(意見 1-1) E B P Mを踏まえた政策立案について  
 環境局が所管するゼロエミッション東京戦略、東京都生物多様性地域戦略等各種の計画・戦略に関して、E B P Mの考え方に基づいているもの、ロジックモデルが明確でなく、行動変容や意識の変化、理解の促進などに関する指標も一部織り込まれていないなど、改善の余地がある。

E B P Mを通じて、ロジックモデルにより投入資源から政策効果までの論理的なつながりを明示することで、より実効性のあるP D C Aサイクルを回し、政策効果を最大化するとともに、都民日練でも財源が何を目的として使われているのか、政策の効果は発現しているのかといった理解を促進でき、行政の透明性の向上も図ることができる。

したがって、今後環境局が所管する計画等の策定や改定に当たっては、将来における不確実性にも配慮しながら、ロジックモデルなどの手法も参考にし、論理的なつながりを分かりやすく明示することを検討されたい。あわせて、行動変容や意識の変化、理解の促進などに関する指標も盛り込まれたい。

(2) 東京都環境白書／ゼロエミッション東京白書

ア 概要

環境局は、東京都環境基本条例第9条の規定に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、東京都環境基本計画を定めている。令和4年9月、「成長」と「成熟」が両立した、持続可能で、安全・安心、快適、希望にあふれた「未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京」の実現に向けた取組を進めていくため、新たな環境基本計画を策定した。

本計画は、3+1の「戦略」を掲げており、2050年のあるべき姿の実現に向け、2030年までの行動が極めて重要との認識の下、目標を設定し、施策の方向性を示している。本計画に基づき、都民や事業者など様々な主体と力を合わせながら、「成長」と「成熟」が両立した、持続可能で、安全・安心、快適な、未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京の実現を目指し、全庁的に取組を推進している。

戦略0	危機を契機とした脱炭素化とエネルギー安全保障の一体的実現
戦略1	エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現
戦略2	生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現
戦略3	都民の安全・健康が確保された、より良質な都市環境の実現

また、環境局では、同条例第8条の規定に基づき、東京の環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を明らかにするため、東京都環境白書／ゼロエミッション東京白書を定期的に作成し、公表している。

イ 監査の結果

環境の保全に関する社会的な関心の高まりは論を待たないが、近年はとりわけ企業及び投資家を中心に気候変動への対応やその他のサステナビリティに関連した情報開示が重要視されている。これらの情報開示は、財務情報と非財務情報 (E S G、人的資本、ビジネスモデル、戦略など) を一体的に開示する統合報告書の形で行われている。

例えば三菱UFJリサーチ&コンサルティング (https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2025/10/cr\_251001\_01.pdf) によると、統合報告書が表現すべきこととして「統合報告書を発行する企業が年々増え、財務報告のみではなく、非財務情報の発信がスタンダードになりつつある。企業側としては、自社の価値を多面的に伝えるために毎年工夫を重ね、読者も年次報告の性質を持つ統合報告書に対して、毎年の進化を期待している。また、時代の変化に応じて、項目や内容が更新されていくべきとも言える。すなわち統合報告書の役割は、財務年度と同じ時間軸で非財務も含めた企業の取組と成果を示すことと、中長期的な社会変化を見据えた企業を取り巻く機会とリスクの双方を明らかにし、それらへの対応を通じて将来的な企業価値の可能性を表現することにある」とされている。

また、経済産業省による「価値協創のための統合的開示・対話ガイドライン 2.0 (2022年8月30日改訂)」によると、投資家は、気候関連情報それ自体のみならず、気候関連の取組が企業活動全体の中でどのように位置づけられ、それらが他の取組とどのようにつながり、財務にどのような影響を及ぼしているかという統合的な価値創造ストーリーに関心を持っておりとされている。

これらは主に企業及び投資家を想定した記載ではあるものの、気候変動分野を中心として、財務情報と非財務情報を一体的に開示することの重要性は、社会全体に浸透しつつあると言え、自治体における情報開示についても、住民の理解を促し説明責任を果たす観点から一定の考慮が必要である。

例えば大阪府の環境白書 (https://www.pref.osaka.lg.jp/oi120020/kannousi\_soken/hakusyo/hakusyo\_2024.html) では、「第2章 各分野において講じた施策」において各事業の目的・実績に加えて年度の決算額も記載されており、各事業を財務情報と非財務情報の両面から理解しやすい構成となっている。

こうした観点から、環境局が作成・公表している東京都環境白書／ゼロエミッション東京白書について、「環境の保全に関する施策の総合的な推進に資するとともに、都民に環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を明らかにす

る」という目的に即し、都民に対して十分な情報が開示されているか、特に近時注目される財務情報と非財務情報を一体的に開示することの重要性を踏まえた開示となっているかを確認した。

その結果、東京都環境白書／ゼロエミッション東京白書には都の環境施策の実施状況（非財務情報）はまとめられているが、「2030 年目標と実績」「施策の取組状況」のいずれについても、支出に係る金額（財務情報）の記載はなされていないかった。

（意見 1－2）東京都環境白書／ゼロエミッション東京白書への財務情報の掲載について

環境局が作成・公表している東京都環境白書／ゼロエミッション東京白書では、都の環境施策の実施状況（非財務情報）はまとめられているが、「2030 年目標と実績」及び「施策の取組状況」のいずれについても、支出に係る金額（財務情報）の記載はない。

近年では、気候変動の分野を中心に、財務情報と非財務情報を一体的に開示することの重要性は社会全体に浸透しつつあり、自治体における情報開示についても、住民の理解を促し説明責任を果たす観点から一定の考慮が必要である。

この点、都においては、環境施策の実施状況（非財務情報）に支出に係る金額（財務情報）を関連付けて記載することにより、ゼロエミッション等の目標の達成に向けた取組にどれほどのコストが必要となるのかについて、都民の理解を促進することができる。

したがって、東京都環境白書／ゼロエミッション東京白書における「2030 年目標と実績」や「施策の取組状況」について、支出に係る金額の記載を可能な範囲で盛り込むことを検討されたい。

**(3) 東京都環境審議会**

**ア 概要**

東京都環境審議会は、東京都環境基本条例第 25 条に基づき置かれた知事の附属機関であり、知事が任命する委員 42 人以内で構成される。所掌事項は同条第 2 項のとおりであり、令和 6 年度の審議事項は「東京都環境基本計画に掲げた施策の進捗状況」である。

**第二十五条**

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十三条の規定に基づき、都の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させるため、知事の附属機関として、東京都環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。
  - 一 環境基本計画に関すること。
  - 二 法令の規定（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百十七号）第五条の五第三項を除く。）によりその権限に属させられた事項
  - 三 前二号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項

また、東京都環境審議会は、総会と各部会から構成される。各部会の所掌事項は以下のとおりである。

表 B-1-1 環境審議会の各部会の所掌事項

部会名	所掌事項
企画政策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本計画に関する事項</li> <li>・地球環境問題に関する事項</li> </ul>
大気騒音	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染防止に関する基本的事項</li> <li>・悪臭防止に関する基本的事項</li> <li>・交通公害防止に関する基本的事項</li> <li>・騒音防止に関する基本的事項</li> <li>・振動防止に関する基本的事項</li> </ul>
水質土壌	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質汚濁防止に関する基本的事項</li> <li>・土壌汚染防止に関する基本的事項</li> <li>・地盤沈下防止に関する基本的事項</li> </ul>

都ホームページより監査人作成

**イ 監査の結果**

東京都環境審議会は、環境基本計画に関することを審議事項としているため、同審議会が同計画の PDCA サイクルにおいてどのような役割を果たしているかという観点から、担当者へのヒアリング及び関連書類の閲覧を実施した。

担当者によると、毎年度、審議会において、環境基本計画に係る施策の進捗状況や課題を報告しており、審議会委員（有識者）から得られた意見等は各事業や翌年度予算に反映するなど、PDCA サイクルを実施していることであった。

具体的な例としては、第 58 回環境審議会企画政策部会において、令和 6 年度の環境審議会における脱炭素分野の主要課題の議論を踏まえ、委員からの視点を令和 7 年度予算及び事業にどのように反映させたか説明を行っているとのことであった。

しかし、同部会の公表資料を確認したところ、委員からの主な意見を踏まえ、令和7年度予算や戦略にその視点をどのように反映したかの概要は示されているものの、具体的にどの意見がどのように令和7年度予算及び事業に反映されたか明確ではなかった。

（意見1-3）東京都環境審議会について

東京都環境審議会は、環境基本計画に関することを審議事項としている。担当者によると、環境局は、東京都環境審議会において、同計画に基づく施策の実績や課題などの進捗状況を報告しており、審議会で委員（有識者）から得られた意見は各事業や翌年度予算などに反映することで、PDCAサイクルを実施しているとのことであった。

具体的な例としては、第58回環境審議会企画政策部会において、委員からの視点を予算及び事業にどのように反映させたか説明を行ったとのことであった。しかし、同部会の公表資料（会議資料）を確認したところ、議論の中で生じた意見要旨がまとめられているものの、どのように予算及び事業に反映されたかが明確ではなかった。

この点、局が審議会を通じて環境基本計画のPDCAサイクルを実施していることからすれば、審議会がPDCAサイクルの機能を十分に発揮できるようにするため、委員から意見を得るだけでなく、具体的にどのように反映したかをフォローアップすることは重要である。さらに、都民に対して、個別に議事録を参照させるのではなく、分かりやすく情報提供を行うことは、施策に対する理解の促進にもつながる。

したがって、東京都環境審議会における各委員の意見について、どのように予算及び事業に反映されたかを委員や都民に分かりやすく提示することを検討されたい。

（4）出捐金

ア 概要

（ア）出捐金

環境局は、所管する助成事業を効果的かつ効率的に実施するため、多くの事業を環境公社に担わせている。局が公社に助成事業を担わせる場合のスキームはいくつか存在するが、その中の一つに都の出捐金を活用するものがある。

当該スキームでは、局は、公社が助成事業を実施するために必要な事務経費は事務費補助金により負担する一方、申請者に交付する助成金の原資は、公社と締結する出捐契約に基づき出捐する。公社はこれを基金化し、当該基金から支出する形を取っている。

出捐金は、地方自治法第238条第1項第7号の出資による権利として、都の公有財産として取り扱われている。

一方、公社の令和6年度決算においては、公益法人会計基準運用指針注解13「法人が国又は地方公共団体等から補助金等を受け入れた場合、原則として、その受入額を受取補助金等として指定正味財産増減の部に記載し、補助金等の目的たる支出が行われるのに応じて当該金額を指定正味財産から一般正味財産に振り替えるものとする。なお、当該事業年度未までに目的たる支出を行うことが予定されている補助金等を受け入れた場合には、その受入額を受取補助金等として一般正味財産増減の部に記載することができる。ただし、当該補助金等が国又は地方公共団体等の補助金等交付業務を実質的に代行する目的で当該法人に一時的に支払われたものである場合等、当該補助金等を第三者へ交付する義務を負担する場合には、当該補助金等は預り補助金等として処理し、事業年度末における残高を負債の部に記載するものとする。」に基づき、預り基金として計上されている。

令和6年度において、局が出捐する事業と公社の基金の対応関係は以下のとおりである。

表B-1-2 出捐金の事業と公社基金の対応関係

所管	出捐金の事業名	公社の預り基金名
環境局	(公財) 東京都環境公社出せん金 (断熱・太陽光住宅普及拡大事業)	災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業 既存住宅における省エネ改修促進事業基金
環境局	(財) 東京都環境公社出せん金 (東京ゼロエミ住宅導入促進事業)	東京ゼロエミ住宅導入促進事業基金
環境局	(公財) 東京都環境公社出せん金 (断熱・太陽光住宅普及拡大事業)	災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業 家庭における蓄電池導入促進事業基金
環境局	(公財) 東京都環境公社出せん金 (建築物環境報告書制度推進事業)	建築物環境報告書制度推進事業基金
環境局	(公財) 東京都環境公社出せん金 (電気自動車等の普及促進事業 (個人向け))	電気自動車等の普及促進事業基金
環境局	(公財) 東京都環境公社出せん金 (断熱・太陽光住宅普及拡大事業)	災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業 家庭における太陽光発電導入促進事業基金